

上尾市建築物耐震改修促進計画

[令和3年度～令和7年度]

令和3年3月

上尾市

目次

第1章	はじめに	1
1-1	計画改定の背景と目的	1
1	計画の目的	
2	改定の背景	
1-2	計画の位置付け	2
1-3	想定する地震の規模・被害の状況	2
第2章	耐震化の基本方針	3
2-1	対象区域及び対象建築物	3
2-2	計画の期間	4
2-3	耐震化の現状および目標	4
1	住宅	
2	民間特定建築物	
3	市有建築物	
第3章	建築物の耐震化の促進に関する施策	9
3-1	基本的な取り組みの方針	9
1	基本的な考え方	
2	耐震化促進に向けての取り組み方針	
3-2	耐震化を促進するための環境整備	10
1	相談体制等の充実	
2	情報提供の充実	
3-3	耐震化の促進を図るための施策	11
1	住宅の耐震化	
2	地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化	
3-4	総合的な安全対策への取り組み	12
3-5	計画の推進体制	14

第1章 はじめに

1-1 計画改定の背景と目的

1 計画の目的

上尾市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市民等の生命と財産を守るため、地震により想定される被害の低減を目指し、市内の特色を十分踏まえながら効果的な施策を検討することにより、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的とします。

これまでの計画の実施状況等を検証しつつ、第6次上尾市総合計画に即し、上尾市地域防災計画など関連計画との整合を図り、計画の改定を行います。

2 改定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表1のとおりです。

表1 本計画策定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 (内閣府HP災害情報より) 死者・行方不明者6,437人、住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、一部破損390,506棟
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される。
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標設定 (住宅90% 多数の者が利用する建築物90%)
平成20年3月	上尾市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標設定 (上記同)
平成23年3月	東北太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 (内閣府HP災害情報より) 死者19,729人、行方不明者2,559人、住宅全壊121,996棟、半壊282,941棟、一部破損748,461棟
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化される。
平成28年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度までの耐震化率の目標設定 (住宅95%、多数の者が利用する建築物95%)
平成28年3月	上尾市建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度までの耐震化率の目標設定 (上記同)
平成30年12月	基本方針の改正告示	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標が明示される。
令和元年7月	埼玉県耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和2年2月	上尾市地域防災計画改定	

1-2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、法第4条の規定により国が示す「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」及び法第5条の規定に基づく「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を勘案して策定します。

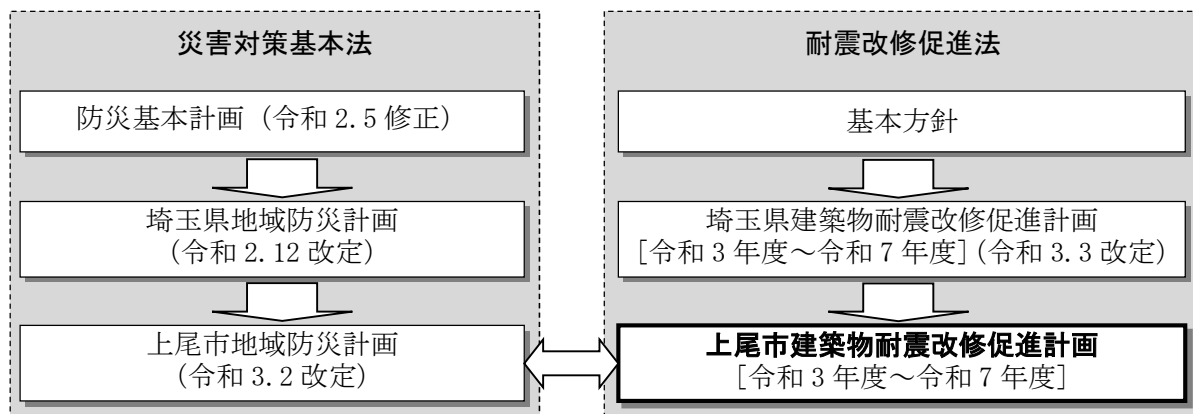


図1 上尾市建築物耐震改修促進計画[令和3年度～令和7年度]の位置づけ

1-3 想定する地震の規模・被害の状況

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」に基づき、上尾市域に想定される地震の規模・被害状況を以下に整理します。

想定される被害

5つの想定地震による主な被害想定の結果を以下に示します。想定震源域が最も近い関東平野北西縁断層帯地震のケースで最も物的被害や人的被害が大きくなっています。

関東平野北西縁断層帯地震（破断開始点：南）の場合には、地震の揺れ等による全壊棟数が木造建物4,200棟、非木造建物375棟、合計4,575棟と想定されており、半壊棟数が木造建物5,925棟、非木造建物1,079棟、合計7,004棟と想定されています。また、ブロック塀倒壊も6,585箇所、落下物発生建物が3,407棟と想定されています。

こうした物的被害とあわせて、揺れ等による建物被害や火災、ブロック塀の倒壊、家具の転倒など屋内収容物による人的被害の発生も想定されており、最も被害量の大きい関東平野北西縁断層帯地震（破断開始点：南）の冬5時のケースでは、死者数合計351人、負傷者合計2,399人の被害が想定されています。

第2章 耐震化の基本方針

2-1 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は市内全域とします。

本計画で対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された「住宅」、表2に掲げる「多数の者が利用する建築物」、緊急輸送道路の沿道建築物のうち、第2章 2-3 2(2)本文に記載する耐震診断義務化路線を閉塞する恐れのある建築物（図2）、及び市有建築物のうち、前計画で耐震改修工事等が決定している建築物とします。

ただし、国及び県等が所有し管理している建築物は除きます。

表2 多数の者が利用する建築物一覧

本計画における用途分類	耐震改修促進法第14条第1号（施行令第6条）による分類	規模（階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象）	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階	1,000㎡
	学校（小学校等以外の学校）	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	3階	1,000㎡
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1階	1,000㎡
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡

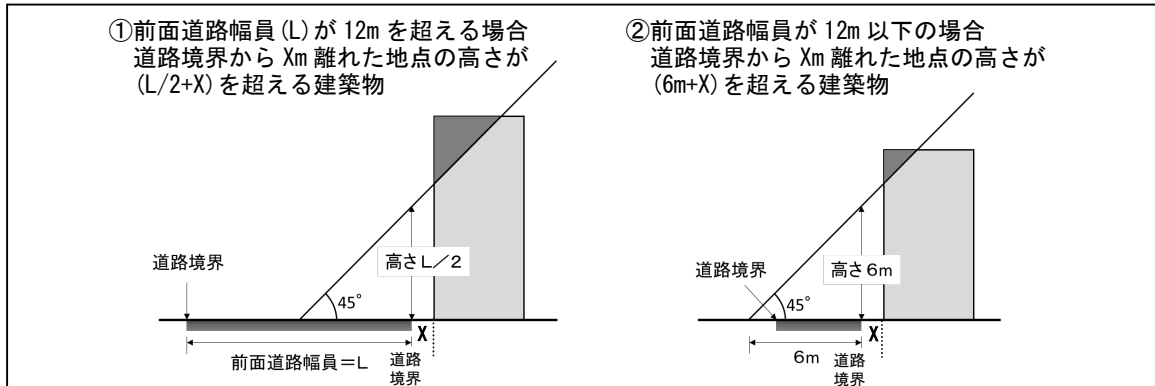


図2 路線を閉塞する恐れのある建築物

2-2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとします。

2-3 耐震化の現状および目標

耐震化の目標

本計画における目標は、県計画との整合を図り、令和7年度において達成すべき建築物の耐震化率として次表のとおり設定します。

表3 令和7年度における耐震化の目標

区分	当初 (平成19年)	現計画の目標 (令和2年度)	改定後の目標 (令和7年度)	実績 (令和2年度末)
住宅	80%	95%	95%	93%
多数の者が利用する 民間特定建築物	73%	95%	概ね解消	95%
耐震診断義務化 建築物 ^{※1}	-	-	概ね解消	50% (未耐震2棟)
市有建築物	46%	100%	100%	100%

※1 第2章 2-3 2(2)に規定する耐震診断義務化路線の沿道にある緊急輸送道路閉塞建築物

1 住宅

耐震化率の算出においては、総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」を基に算出しています。

平成20年から平成30年の調査結果を基に推計した令和2年度末の住宅の耐震化率は約93%となっております。

平成20年10月から令和3年3月までの耐震化率^{※2}の推移は表4のとおりとなっております。

表 4 住宅の耐震化率の現状

(単位：戸)

	旧耐震基準の住宅（～S56.5）			新耐震基準 (S56.6～)	計	耐震化率 (%)
	a	耐震性が 不十分 ^{※3}	耐震性 あり ^{※3}			
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成25年 10月1日 ^{※4}	24,877	8,465	16,412	62,673	87,550	90.3%
平成30年 10月1日 ^{※4}	24,143	7,378	16,765	67,137	91,280	91.9%
令和2年 3月31日 ^{※5}	(23,716)	(6,912)	(16,804)	(68,562)	(92,278)	(92.5%)
令和3年 3月31日 ^{※5}	(23,431)	(6,601)	(16,830)	(69,512)	(92,943)	(92.9%)

※2 耐震化率の算定：昭和56年5月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出

※3 最新の国土交通省の算定方法により按分

※4 住宅・土地統計調査（総務省）

※5 令和2年3月31日及び令和3年3月31日の数値については、平成20年10月1日から平成30年10月1日の調査結果を基に推計

2 民間特定建築物

(1) 多数の者が利用する民間特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

多数の者が利用する民間特定建築物は令和3年3月現在、571棟あり、その内、旧耐震基準の建築物は280棟で、耐震化率は約95%です。

また、平成25年の耐震改修促進法改正により耐震診断が義務化された多数の者が利用する大規模な建築物（以下「要緊急安全確認大規模建築物^{※6}」という。）については、市内に該当する民間建築物はありません。

表5 多数の者が利用する民間特定建築物の現状 (単位：棟)

種類	旧耐震基準の建築物（～S56.5）				新耐震基準 (S56.6～)	計	耐震化率 (%)
	a (=b+c+d)	耐震性が 不十分 b	耐震性 あり c	耐震性 不明 d			
学校	6	2	4	0	30	36	94.4%
病院・診療所	1	0	1	0	8	9	100.0%
劇場・集会場等	0	0	0	0	2	2	100.0%
店舗	1	0	1	0	30	31	100.0%
ホテル・旅館等	0	0	0	0	5	5	100.0%
賃貸住宅等	250	2	237	11	101	351	96.3%
社会福祉施設等	1	1	0	0	56	57	98.2%
その他	21	3	7	11	59	80	82.5%
合計	280	8	250	22	291	571	94.7%

(令和3年3月現在)

※6 耐震改修促進法附則第3条第1項に基づく建築物

(2) 緊急輸送道路閉塞建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

埼玉県指定緊急輸送道路について、地震発生時に倒壊によって緊急輸送道路が閉塞するおそれのある旧耐震基準の沿道建築物（通行障害建築物）の棟数は52棟、その内、耐震性が不十分および不明の建築物は、47棟となっています。

図3に示す第一次特定緊急輸送道路のうち国道16号と国道17号は、令和元年度に県計画の改定により「緊急輸送道路閉塞建築物に耐震化を義務付ける路線（耐震診断義務化路線）」として指定されています。耐震診断義務化路線沿道にある通行障害建築物（耐震診断義務化建築物）の棟数は4棟で、その内、耐震性が不十分および不明の建築物は、2棟となっています。

表6 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

種別	緊急輸送道路指定区分	旧耐震基準の建築物（～S56.5）			
		a (=b+c+d)	耐震診断済		耐震性不明 d
			耐震性が不十分 b	耐震性あり c	
埼玉県指定緊急輸送道路	第一次特定（耐震診断義務化路線）	4	1	2	1
	第一次	2	0	1	1
	第二次	46	2	2	42
	合計	52	3	5	44

(令和3年3月現在)

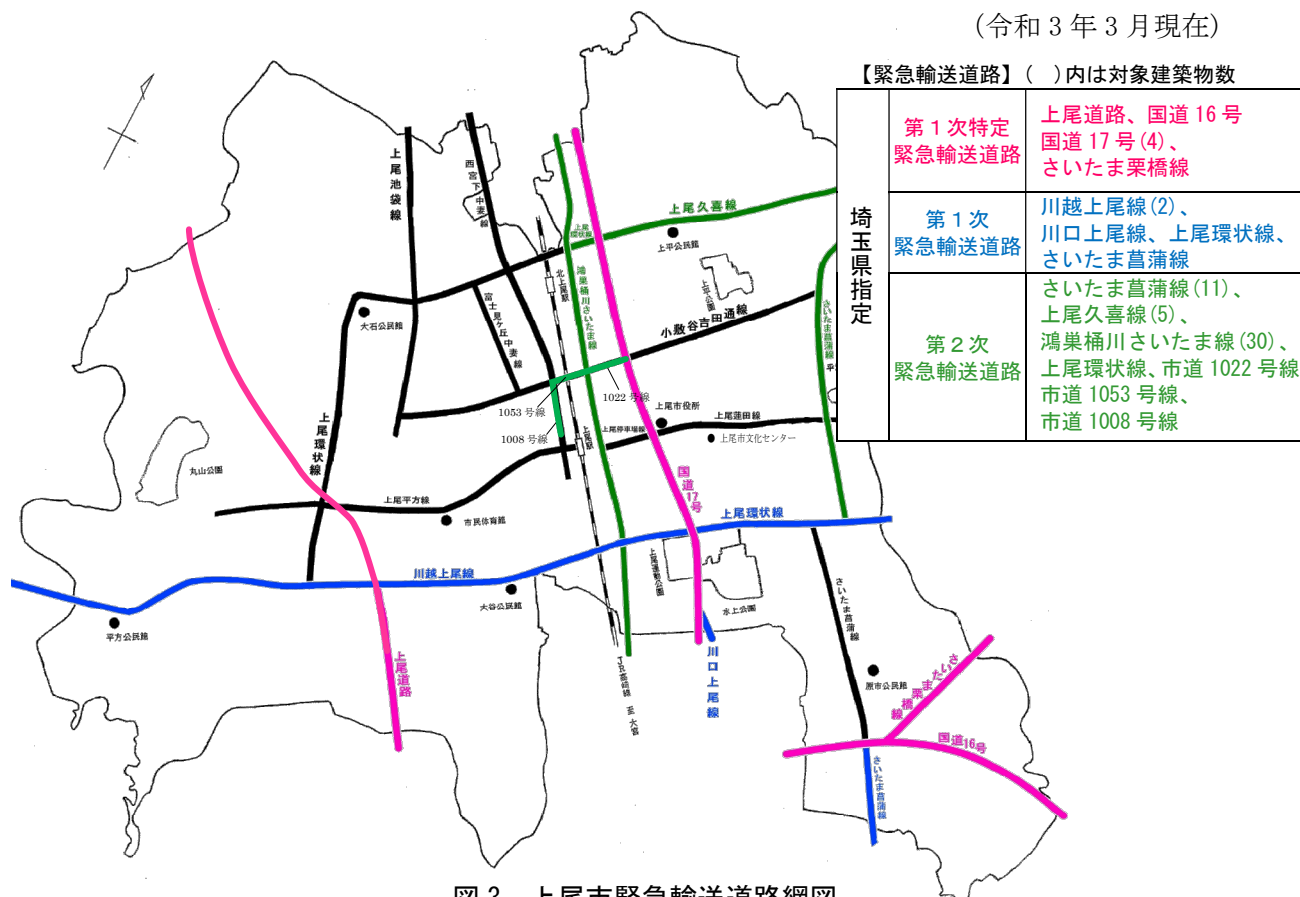


図3 上尾市緊急輸送道路網図

3 市有建築物

昭和56年5月以前の市有建築物は123棟あり、令和2年度末時点における市有建築物の用途別の耐震化状況は表7のとおりとなっております。

表7 市有建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

種類	旧耐震基準の建築物 (～S56.5)		新耐震基準 (S56.6～)	計	耐震化率 (%)	
	耐震性が不十分	耐震性あり				
	a	b	c	d	e (=a+d)	f (= (c+d)/e)
小中学校・幼稚園	101	0	101	17	118	100.00%
病院・診療所	0	0	0	0	0	-
劇場・集会場等	3	1 ^{※7}	2	9	12	100.00% ^{※7}
賃貸住宅等	1	0	1	0	1	100.00%
社会福祉施設等	10	4 ^{※7}	6	7	17	100.00% ^{※7}
消防庁舎	1	1 ^{※7}	0	5	6	100.00% ^{※7}
その他一般庁舎	4	1 ^{※7}	3	6	10	100.00% ^{※7}
その他	5	1 ^{※7}	4	10	15	100.00% ^{※7}
合計	125	8 ^{※7}	117	54	179	100.00% ^{※7}

(注) 市有建築物の対象は、延べ床面積200㎡以上の建築物。

(令和3年3月現在)

※7 「耐震性が不十分」の建築物については、耐震改修工事实施中、もしくは移転解体等の計画が決まっている。

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

3-1 基本的な取り組みの方針

1 基本的な考え方

住宅、建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その所有者（以下「建築物所有者」という。）によって行われることを基本とします。

● 自助：住宅・建築物所有者等の責務

- ・市民や自主防災組織は、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。
- ・限られた財源と時間の中で、効率的に耐震化を推進するためには、民間企業等の耐震化への自主的な取り組みを促進する必要があります。
- ・都市再生機構は、所有する賃貸住宅の耐震性の確保に取り組むとともに、技術情報の提供等を通して耐震化の促進に積極的な役割を果たすことが求められます。

● 共助：建築関係団体との連携

- ・建築関係団体は、行政や自主防災組織との適切な役割分担のもとに連携体制を構築するとともに、建築関係団体を構成する人的ネットワークを活用し、耐震相談、耐震化に係る技術力の向上や技術者の育成、必要な技術情報の発信などを行い、耐震化を促進するための環境整備への取り組みが求められます。

● 公助：行政の責務

- ・市民の生命・財産を守るため、建築物所有者の取り組みをできる限り支援するという観点から、市は、国、埼玉県との協力の下に、建築物所有者が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のために必要な技術的・財政的な支援を行います。

2 耐震化促進に向けての取り組み方針

● 建築物の耐震改修や除却の促進

- ・本市の耐震化への取り組みは、限られた財源と時間の中で、地震の揺れによって生じる建築物倒壊等による被害の最小化を目指すものであるため、第一に、被害発生の主な要因となっている建築物倒壊による直接的な被害の低減を図ります。
- ・このため、耐震性を満たしていない建築物に対して耐震改修等の情報提供や補助制度の周知を行い、耐震化の促進を図ります。

- 建築関係団体や自主防災組織、庁内関係部署との連携による効果的な取り組みの推進
- ・ 建築関係団体や自主防災組織、庁内関係部署との連携を強化し、様々な機会と手段を用いて建築物所有者等に対して耐震化の必要性の周知や耐震化への取り組みに向けた意識啓発を図ります。
- ・ 地震による人的被害の多数は高齢者や障がい者等の災害時要配慮者と想定されることから、市の福祉部門及び福祉関係団体や建築関係団体と連携し、災害時要配慮者の居住環境の安全確保に向けた取り組みを促進します。

3-2 耐震化を促進するための環境整備

1 相談体制等の充実

耐震化を促進するためには、建築物所有者等が地震発生の危険性を認識するとともに、建築物の耐震性を把握する必要があります。さらに、耐震改修を実施するには、信頼できる情報を入手する等、耐震化がしやすくなる環境整備が求められます。

耐震診断や耐震改修に係る事業者についても、技術の向上や新技術の開発を進めるなど、耐震化を促進していくための環境整備が求められます。また、災害後の対応においても、建築関係団体等との連携ができるような体制を整えます。

● 耐震相談窓口の充実

- ・ 耐震診断、補強設計を適切に行うことができる建築士事務所・施工業者に関する情報を提供し、市民の耐震化を支援します。

2 情報提供の充実

市の広報誌やホームページ、パンフレット等を活用し、耐震診断や耐震改修の必要性や市の支援制度等の周知を行い、普及・啓発活動を促進します。

● 耐震診断及び耐震改修に関する各種パンフレットによる情報提供

- ・ 耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るため、各種パンフレットを作成して市や建築関係団体の耐震相談窓口に着用し配布します。

● 耐震改修促進税制の周知

- ・ 耐震改修促進税制が創設（平成18年度改正）され、既存住宅を耐震改修した場合、耐震改修を実施した証明書等を添付して確定申告を行うことなどにより、所得税額の特別控除、固定資産税の減額等を受けられます。この耐震改修促進税制の周知に努め、住宅の耐震化を促進します。

3-3 耐震化の促進を図るための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化

上尾市域で想定される地震による被害想定では、木造住宅の倒壊等による被害が圧倒的に多くを占めることから、木造住宅の耐震化への取り組みを重点的に促進します。

① 無料簡易耐震診断制度

- ・旧耐震基準で建てられた木造住宅（戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗等併用住宅）に対する無料簡易耐震診断を引き続き市内全域で実施します。

② 耐震診断補助制度

- ・旧耐震の木造住宅の耐震診断に要する費用の補助制度を、引き続き市内全域で実施します。

③ 耐震改修工事補助制度

- ・旧耐震の木造住宅の耐震改修工事に要する費用の補助制度を引き続き市内全域で実施します。

④ 危険ブロック塀撤去築造補助制度

- ・避難路沿道等にある危険ブロック塀の撤去・築造に要する費用の補助制度を平成30年度に制定しました。

- ・ブロック塀の安全確保に関する経過措置について

○避難路沿道等

本計画に位置付ける「ブロック塀等の安全確保に関する事業」の対象となる避難路沿道等は、上尾市地域防災計画に定める避難所等に通じる道路などで、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項及び第2項に規定する道路の沿道等としています。

(2) 分譲マンションの耐震化支援制度の検討

分譲マンションは、その建築物が倒壊した場合には周辺に与える影響も大きく、耐震化の必要性が高いと考えられます。また、建築物が被災した場合、その再建には区分所有者等による合意形成の困難性が懸念されます。

このため、管理組合等に対して耐震診断への継続的な働きかけや管理組合における段階的な合意形成等への支援を行い、耐震化を促進します。

● 耐震診断補助制度

- ・分譲マンションの耐震診断に要する費用の補助制度を、平成30年度に制定しました。

2 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化

震災時の救命救急活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞するおそれのある沿道建築物（通行障害建築物）の耐震化に取り組みます。

本計画では、埼玉県指定の緊急輸送道路を地震時に通行を確保すべき道路として指定し、通行障害建築物の建築物所有者等に対し、耐震化実施に向けた働きかけを積極的に行います。

また、埼玉県指定の緊急輸送道路沿道の通行障害建築物については、国や県と連携し、必要に応じて耐震化に関する補助制度を利用しながら、建築物所有者の費用負担の軽減を図るように努めます。

市指定の緊急輸送道路については、沿道の通行障害建築物の実態を把握・整理し、耐震化に向けた取り組み状況について継続的にフォローアップ調査を行うとともに、指導及び助言を実施することにより耐震化を促進します。

3-4 総合的な安全対策への取り組み

地震による人的被害や財産等の被害を低減するには、住宅や建築物を耐震化するだけでなく、室内においては家具の転倒、天井の破損・落下、屋外ではブロック塀の倒壊や窓ガラス、外装材、屋外広告物の落下等への対策も必要となります。これらの安全対策を住宅や建築物の耐震化とあわせて推進します。

(1) 家具類の転倒・落下・移動防止対策等

- ・阪神・淡路大震災の被害地域では、室内において、揺れのために家具の転倒などにより深刻な人的被害が生じました。このため、家具類の転倒及び落下・移動による被害を低減するため、家具の転倒及び落下・移動防止に関するパンフレットの配布を行い、市民に家具を固定することの重要性を周知します。
- ・また、市の福祉部門及び福祉関係団体や地域の自主防災組織、建築関係団体等と連携し、災害時要配慮者がいる世帯を対象とした家具転倒防止器具の取り付け等に対する支援対策を検討します。
- ・建築物の倒壊時に一定の空間の確保をするための耐震シェルター等の対策についても実効性に配慮しつつ情報提供をしていきます。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

- ・地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。
- ・このため、コンクリートブロック塀等の実態把握を行うとともに、コンクリートブロック塀等の倒壊による危険性や対策の必要性についてパンフレットの作成・配布による啓発を行うとともに、防災査察等の機会を通じて危険なブロック塀の撤去、改善指導を行い、道路沿いでは生け垣やフェンス等への転換を誘導します。

(3) 落下物防止対策

- ・震災時においては窓ガラス・ビル外装材等のはく離、工作物の落下による被害の発生が予想されますので、これらの落下物対策が重要な課題となっています。
- ・市では、建築物・工作物の経年劣化等を考慮して、所有者等に安全確認の徹底を指導します。

① 外壁等の落下物対策

- ・外装材の落下による被害を防止するため、危害を与える恐れのある建築物に関して実態把握を行うとともに、建築物の定期報告や防災査察の際には、建築基準法関係法令の技術的基準に従って、安全性の向上に努めるよう建築物所有者等へ改善指導を行います。

② 窓ガラスの飛散防止対策

- ・福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルの窓ガラスが大量に割れて道路に落下し、ビルの窓ガラスの危険性が明らかになりました。このため、窓ガラスの落下防止対策等に関して実態把握を行うとともに、建築物所有者等への計画的かつ定期的な改善指導を行い、飛散防止対策に努めるよう促します。

③ 屋外広告物の対策

- ・建築物の外壁に設置してある屋外広告物の落下による被害を防止するため、危害を与える恐れのある建築物に関して実態把握を行うとともに、建築物所有者等への計画的かつ定期的な改善指導を行います。
- ・倒壊、落下、脱落の可能性のある屋外広告物については、設置者等へ注意を喚起し、速やかに対策が講じられるようにします。

④ 天井の崩落対策

- ・体育館、屋内プール等の大規模空間を有する建築物については、建築物所有者等に天井についての安全確認の徹底を指導します。

(4) エレベーター・エスカレーターの耐震対策

- ・東日本大震災では、多数のエレベーターで閉じ込めが発生し、エレベーターのかごの中に閉じ込められた利用者の救出に数時間を要し、またエスカレーターが脱落する被害が発生しました。
- ・市は、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努めるよう啓発を行います。

(5) 地震保険の加入促進

- ・地震による被害を補償する地震保険については、令和2年度の加入率が全国平均で約33.1%、埼玉県が約32.7%となっています。大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は効果があるため、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容等の情報提供に努め、地震保険の加入促進を図ります。

3-5 計画の推進体制

(1) 広域的な連携体制

埼玉県、県内市町村及び建築関係団体は、下記の協議会等を通じ、情報の共有や各種イベントの開催及び災害発生時の体制づくりを進めています。本計画を効果的に推進していくために、こうした体制を発展させつつ、関係主体が相互に連携して取り組むことが必要です。

「彩の国既存建築物地震対策協議会」や様々な機会を通して国や県と連携し、情報収集や連絡調整を行います。また、施策を展開する際には、国や県の補助制度などを有効に活用するとともに協力要請、要望を実施していきます。

① 彩の国既存建築物地震対策協議会

- ・県、県内市町村及び建築関係団体で構成する「彩の国既存建築物地震対策協議会」は、会員相互の綿密な連携の下、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図ることを目的とし、平成10年1月に創設されました。応急危険度判定士訓練や会員相互の情報交換等を行っています。

② 緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会

- ・大規模地震等の災害発生時に緊急物資の輸送や緊急車両通行に必要な緊急輸送道路の機能を確保するため、県と県内所管行政庁12市で緊急輸送道路沿道の閉塞建築物の耐震化促進について意見交換等を実施しています。

上尾市建築物耐震改修促進計画

[令和3年度～令和7年度]

令和3年3月発行

発行：上尾市都市整備部建築安全課